

人推協だより
ほっと・あい 第200号

愛荘町人権教育推進協議会
問(事務局)教育委員会生涯学習課内(秦荘庁舎)
☎0749-37-8055 FAX0749-37-4192

今年も様々な工夫で多くの自治会・団体の皆様に
人権学習を実施していただき、ありがとうございました

コロナの感染状況も、収束しかけてきたかと思えば第8波の心配も少なくはない今日。今年度も自治会では、多くの自治会員が前向きな工夫をしていただきました。

- ・役員のみで研修会や会場を工夫した研修会を実施された自治会
- ・自治会員を2回に分けて学習会を実施いただいた自治会
- ・人権啓発DVDを視聴し意見交換をされた自治会
- ・自治会独自で地域課題を抽出し自治会員に意見をいただくという自治会
- ・各家庭に人権標語を呼びかけられた自治会 など

その他多くの自治会で、自治会員の皆様に、町人権教育推進協議会が準備した中学生の人権作文を配布し、簡単な感想文を書いていただくという形で、家庭における人権学習を実施いただきました。参集型の研修会では参加者は男性が多いのですが、感想文は女性や若い方の声も多くありました。

今年多く採用された中学生の人権作文は、文部科学大臣賞を受賞された、山口県 防府市立桑山中学校3年 濫澤 佳奈実さんの「待つ」でした。『目と耳が不自由な祖母との買い物で、祖母に代わってレジで支払いをしました。しかし、自分がした行動は周囲の人が支払いの遅い祖母に対して、いらだちを感じていることへの焦りからくるものであったと感じ、人権を尊重することと人を手助けすることとは全く違うことに気づかされました。相手の気持ちを尊重したうえで支え合うことの大切さを、祖母から学びました。』という作文です。ここで、「待つ」を読んでいただいた住民の皆様からの様々な感想を紹介します。

- ・「待つことの苛立たしさを感じていた自分を反省し、高齢者や障がい者への向き合い方を考えるようになった」
- ・「両方の立場が理解できるので、“誰もが行く道”と考え、地域での人間関係も、自己の価値観や押しつけ的な“思いやり”や“してあげる”ではなく、互いのコミュニケーションの中で相手をリスペクトする姿勢を生かしていきたい」
- ・「自分も同じ思いをしたことがあるので、どうしたら迷惑をかけないで日々の生活が送れるかを考えさせられた」



また、ある事業所では、2回に分けて全社員参加の研修を実施いただきました。テーマは、「水平社創設100周年 私たちは部落問題から何を学んできたのか」です。部落問題を知ることだけでなく、なぜ今日まで差別が続いてきたのかを、自身の日々の生活から差別や偏見の心理を振り返っていただきました。

まさに、「待つ」の人権作文と同じで、人間は無意識のうちに、損得感情や思い込み、自己の価値観の押しつけ、偏狭な身内意識等、日々の「無意識の中の偏見」により、相手を傷つけていることに気づき、日々の自己の価値観「常識：当たり前」の中に差別性が存在することを見直すことが必要ではないかという研修でした。

互いの人権を大切にすることとは、押しつけの感情で誰かを思いやるのではなく、相手を尊重するコミュニケーションからであり、自他の人間関係を豊かにしていくための大切な手立てであると思います。

今年度コロナ禍で、人権学習会が実施できていない自治会の皆様。
コロナに留意いただきながら、人権学習会の実施に取り組んでいただきますようお願いいたします。

1月の休日急病診療担当医療機関のご案内

- *診療時間は、午前9時から12時(受付時間は11時30分まで)です。
- *担当医療機関変更の場合は、防災行政無線でお知らせします。
- *医療情報案内 ☎0749-23-3799
- *医療ネット滋賀 <https://www.shiga.iryo-navi.jp/>

医療ネット滋賀
ホームページ▶



日	曜日	担当医療機関	住所	電話番号
8	日	成宮クリニック	愛荘町市917番地7	0749-42-2620
15	日	上林医院	愛荘町目加田882番地	0749-37-2003
22	日	矢部医院	愛荘町愛知川1332番地1	0749-42-2167
29	日	世一クリニック	愛荘町中宿31番地3	0749-42-7506

暮らしの掲示板

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊟=電子メール ㊦=申し込み先 ㊧=問い合わせ先

戦没者等のご遺族の皆様へ
第十一回特別弔慰金の請求期限は令和5年3月31日までです

◆特別弔慰金の趣旨

特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に支給するものです。

◆支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、先順位のご遺族お一人に支給されます。

◆支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

◆請求期間 令和5年3月31日まで
(請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

◆請求窓口 愛荘町役場愛知川庁舎 福祉課
請求手続等の詳細については、
愛荘町役場福祉課(0749-42-7691)または
県健康福祉政策課(077-528-3514)まで
お問い合わせください。

㊦ 福祉課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7691

食の自立支援事業のご案内

在宅の要援護高齢者や重度身体障がい者に対して、配食サービスと同時に安否確認を行うことで、利用者の見守りや食の自立と生活の健全化、身体的・精神的な負担を軽減します。

利用できる方

- 65歳以上の住民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者または高齢のみの世帯で、調理が困難である方
- 身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者であって、心身の状況や傷病、世帯の状況等の理由により、調理が困難な方や適切な食事の供与が困難と認められる方

負担額や助成金

●助成金額：利用金額の半額補助 ※助成金額上限：1食300円(税抜き)

例：1食600円(税抜き)のサービスを利用した場合
助成金額：1食300円(税抜き) 本人支払額：1食300円(税抜き)

●配食数：1日2食以内(昼食・夕食) 週5日以内

※土日祝、年末年始(12月29日から翌年の1月3日)を除く

※配食サービスを利用するには、申請が必要です。詳しくは福祉課までお問い合わせください。



㊦ 福祉課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7691